

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2016年5月10日

No.14

2016 JR 総連春闘

諸懸案事項の提案を受ける!

中央本部は本日、申第6号「2016年度新賃金要求の申し入れ」及び、申第7号「諸要求改善に向けた申し入れ」に対する諸懸案事項について、貨物会社から提案を受けました。提案内容は諸要求が実現した項目であり、それぞれ確認し妥結しました。

今春闘では、優秀な人材確保に向けた初任給の引き上げをはじめ、平成14年度採用以降の1号俸引き上げ、特殊勤務手当（構内手当）の対象業務の拡大、家財運送料の引き上げ、嘱託社員の調整手当の改善、労働災害における診断書費用の実費支給など、諸制度の改善について一定程度の前進を勝ち取りました。一方で中期経営計画最終年度を迎えた中で、収入確保・拡大に対する経営陣が汗を流すことの具現化、逼迫する要員需給問題の改善、今回実現できなかった組合員の切実な要求など、改善を図らねばならない課題が山積しています。中央本部は引き続きあらゆる機会を通じて要求実現に向けて取り組みます。

改めて2016春闘の取り組みを職場からつくり出して頂いた組合員の皆さんに感謝申し上げ、2016 JR 総連春闘の最終報告とします。

会社から提案を受けた内容は、以下の通りです。

1. 初任給の引き上げ等について

社員に採用された者の採用時の基本給について学校別に定めているが、それぞれ1号俸引き上げることとする。

なお、高等学校卒業者の初任給を適用する者のうち、学校教育法に定める大学（修業年限4年以上）卒業者の初任給は、(1)基本給表の29号俸とする。

また、年齢保障給については別紙のとおり改正する。

2. 初任給引き上げに伴う措置

平成14年4月1日以降、平成28年3月31日までに賃金規程第12条の初任給又は同規程第15条の年齢別による保障基本給を適用して採用された社員（管理職社員を除く）については、平成28年4月1日現在、適用されている号俸を1号俸引き上げる。

3. 通勤手当の改正

交通機関を利用して通勤する社員に対する通勤手当の上限を現行月額又は月割額「83,000円」を「85,000円」に改正する。

新幹線を利用して通勤する社員に対する通勤手当の支給額を以下の通り改正する。

「月額又は月割額が110,000円を超える場合はその超える額の1/2の額を110,000円に加算した額とし、135,000円を限度とする。」

4. 特殊勤務手当の改正

構内手当の対象業務について、ブレーキ試験、コンテナ積付検査を追加する。

(前項より)

5. 旅費規程の改正

家財運送料について、以下のとおり改正する。

距離	家財運送料 (単位：円)					
	100 km 未満	100 km 以上 250 km 未満	250 km 以上 500 km 未満	500 km 以上 750 km 未満	750 km 以上 1000 km 未満	1000 km 以上
家財 運送料	197,000	212,200	242,100	273,300	300,600	333,100

6. 嘱託社員の調整手当の改正

嘱託社員の調整手当について、以下のとおり改正する。

調整手当定額表

基本賃金額	調整手当額 (月額)
180,000 円	37,000 円
160,000 円	43,000 円
150,000 円	46,000 円
140,000 円	49,000 円

7. インフルエンザ予防接種にかかる費用の補助について

社員等がインフルエンザ予防接種を受けた場合の補助額を 4,000 円（現行 3,000 円）を上限とした実費額とする。ただし、補助を受ける社員がジェイアールグループ健康保険組合の被保険者である場合、上限 4,000 円（現行 3,000 円）のうち、2,000 円まではジェイアールグループ健康保険組合からの補助額となる。

8. 労働災害における費用について

労働災害（通勤災害は除く）が発生し、労災が認定された場合、会社に提出する診断書については、実費を支給することとする。

9. 実施時期等

第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

第 3 項については、平成 28 年 4 月 1 日以降支給する通勤手当から適用する。

第 4 項については、平成 28 年 4 月 1 日の勤務から支給する。

第 7 項については、平成 28 年度の補助から支給する。

第 8 項については、平成 28 年 4 月 1 日以降発生した労働災害から適用する。

実施時期については上記の通りですが、実際の支給開始は 6 月分の給与からとなり、4 月・5 月分も併せて支給されます。

第 2 項（初任給引き上げに伴う措置）及び第 6 項（嘱託手当の調整手当の改正）について、当初会社は 4 月 1 日以降 6 月までに自己都合退職する社員について、支給対象から外すことを明らかにしました。これに対して中央本部は、実施時期以降在籍した分の支払いは権利であることを主張し、支給するよう求めて交渉を行いませんでした。その結果、4～6 月までに在籍した分について支給することを会社と確認しました。細部について不明な点がありましたら役員までお問い合わせください。

以上